

次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和3年1月1日～令和5年12月31日までの3年間

2. 内容

目標1：計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上にする
男性職員・・・取得率を10%以上にする
女性職員・・・取得率を90%以上にする

<対策>

- 令和3年1月～ 男性も育児休業を取得できることを周知するため、管理職を対象とした研修を実施し、対象社員を把握した場合は制度の周知
- 令和4年1月～ 育児休業の取得希望者を対象とした講習会の実施

目標2：育児休業期間中の代替要員の確保

<対策>

- 令和3年1月～ 社員への調査、検討開始
- 令和3年10月～ 制度の導入、社内 LAN などによる社員への周知

目標3：育児介護休業法の規定を上回る短時間勤務制度の実施

<対策>

- 令和3年1月～ 社員への調査、検討開始
- 令和4年10月～ 制度の導入、社内 LAN などによる社員への周知

大宮シティクリニック